

第22期第4回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年7月8日（木）

13：30～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）委員会指示の適用除外について（協議）

1 佐賀大学農学部 . . . P1～6

2 株式会社東京久栄 . . . P7～18

3 佐賀県農林水産部水産課 . . . P19～24

（2）TAC魚種の追加について（報告） . . . P25～27

（3）遊漁者のクロマグロの採捕に係る委員会指示について（報告） . . . P28～29

（4）その他

3 閉 会

令和3年6月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 佐賀市本庄町1番地
国立大学法人佐賀大学農学部
氏名 農学部長 大島 一里 印



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

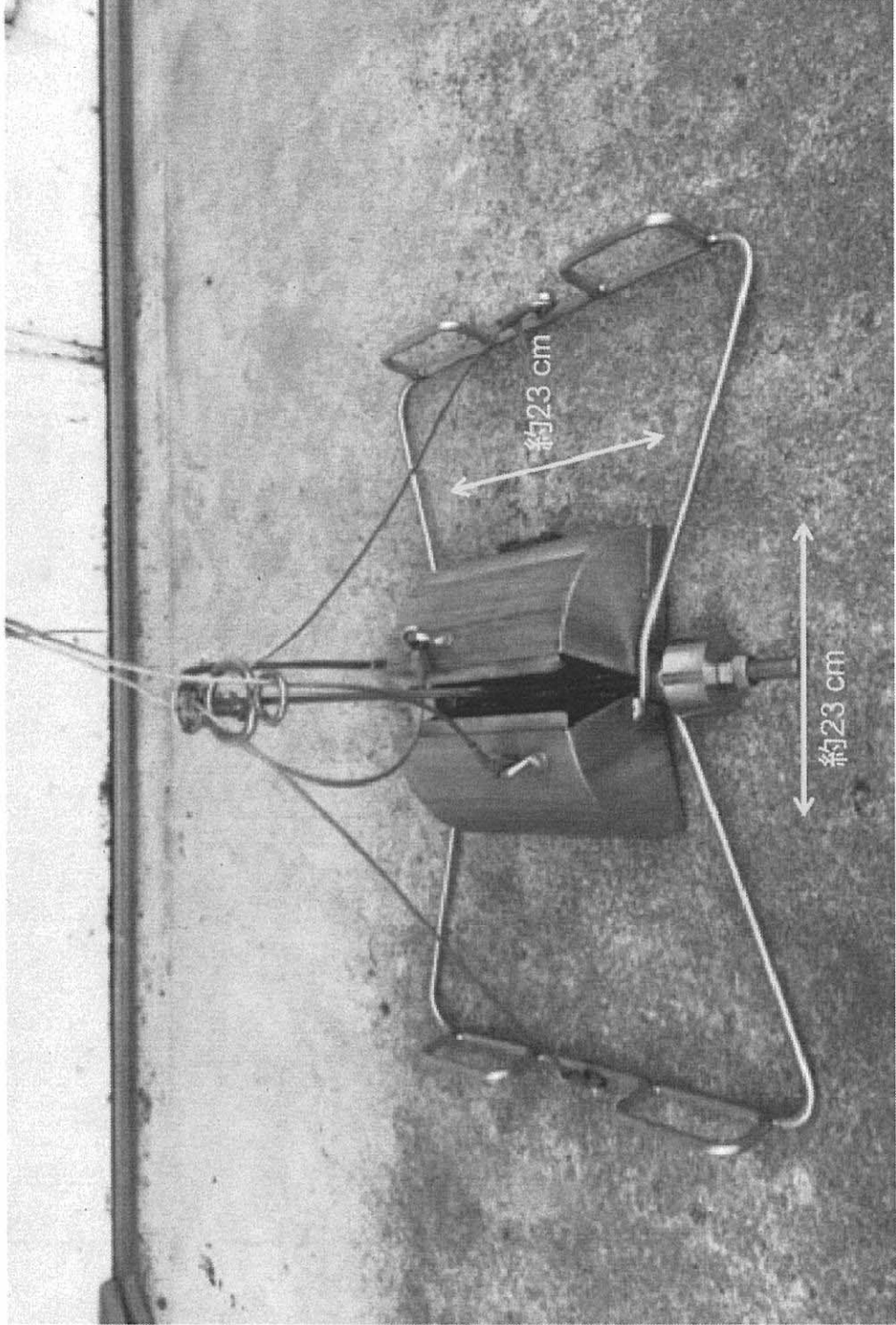
下記により適用除外を受けたいので申請いたします。

記

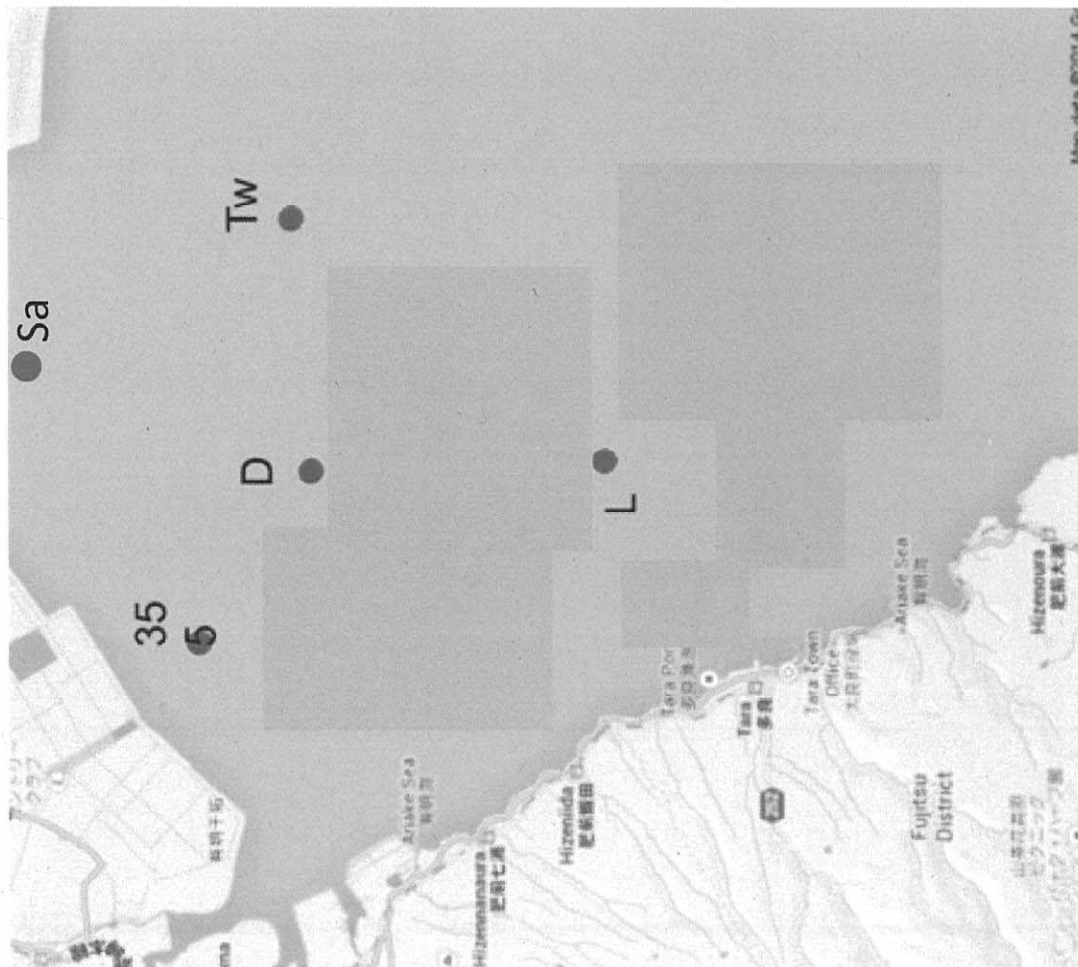
- 1 適用除外を申請する委員会指示
委員会指示第1号
- 2 適用除外の目的・理由
有明海湾奥部の海洋生物・生息環境調査のため
- 3 適用除外の期間
令和3年9月1日 から 令和4年3月31日まで
- 4 調査・採捕を実施する者の住所及び氏名
佐賀市本庄町1 国立大学法人 佐賀大学 農学部
折田亮、木村圭、川村嘉広、吉田和広
- 5 調査・採捕する水産動植物の種類・数量
採泥器（採集面積 22.5 × 22.5 cm）2回分の底生生物全量（年4回程度実施予定）
- 6 使用する船舶
船名：天龍丸、漁船登録番号：SA3-16178、総トン数：3.6、
推進機関の種類及び馬力数：ジーゼル 6CHK-DT A947 AY1A-1721、70馬力
所有者氏名：井上 茂徳
- 7 採捕区域
有明海湾奥部北西海域（別紙参照）

以上

<スミスマツキンタイヤ型採泥器>



調査地点



Stn	lat	lon
D	33.10038	130.2206
L	33.05044	130.223
Sa	33.14735	130.24406
355	33.1195	130.1854
TW	33.10361	130.2719

有明海湾奥部の海洋生物・生息環境調査計画書

佐賀大学 農学部

折田亮・木村圭・川村嘉応・吉田和広

調査目的および期間

有明海での生物生息環境評価のための調査
令和3年許可日～令和4年3月31日のうち複数回

調査方法

各調査地点では、船上からの1回の多項目水質計(水温、塩分、溶存酸素量、クロロフィル等)、透明度板の上げ下ろしによる水質観測、2回の採泥器の上げ下ろしによる底泥の採集、採水器の上げ下ろしによる層別採水を原則として行う。採取した底泥はその場で測器を用いて酸化還元電位を計測するほか、1ミリの篩でふるい、ベントスを採集する。一部底泥は室内での分析用に持ち帰る。これら1地点あたりの現場作業で約10～20分を見込んでいる。試料は以下の項目の分析に供される。

分析項目

- ・底泥の泥分、炭素および窒素含量、ORP
- ・採取生物の種毎の個体数、現存量
- ・植物プランクトン数
- ・栄養塩

佐賀大学農学部 農学部長 大島 一里 殿

佐賀県有明海漁業協同組合



代表理事組合長 西久保 敏

同意書

以下に示す「有明海湾奥部の海洋生物・生息環境の調査」については同意いたします。

実施者:

佐賀大学 農学部

(担当 折田亮・木村圭・川村嘉応・吉田和広)

期間: 令和3年許可日 ~ 令和4年3月31日まで

位置: 別紙の通り

調査内容:

底泥・底生生物採集

植物プランクトン採集・採水・測器による水質調査

海洋生物採集

令和3年6月14日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

届出者 住所 福岡県福岡市中央区長浜 1-3-4
綾杉ビル北天神3階
株式会社 東京久栄 九州支店
氏名 支店長 池田 賢一



下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号の適用除外を受けたいので申請致します。
記

1 適用除外の理由

アサリ採苗・移植実験として、ノリ養殖漁場(1022号)の一部(通路)において、実験用の網袋等で成長したアサリを採捕するため。

2 適用除外の期間

承認日 から 令和4年3月31日まで

3 調査の目的と方法

本調査は、水産庁発注事業「令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業」として、有明海のノリ養殖場及び周辺に高密度に生息している稚貝を有効に活用し、採苗・移植技術を開発することを目的としている。採苗・移植方法は、砂利等を入れた網袋の設置等を行い、その後、移植ゴテ又は実験用網袋の回収によりアサリを採捕する。

(調査時期は、令和3年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和4年1月、2月を予定)

4 調査に使用する船舶

延12隻(佐賀県有明漁業協同組合、諸富町支所より傭船)

5 調査を実施するものの住所及び氏名

住 所	氏 名	
福岡市中央区長浜 1-3-4	株式会社 東京久栄 九州支店	坪田正勝、他3名
佐賀市諸富町大字為重 72-1	佐賀県有明漁業協同組合 諸富町支所	田中和宏、他3名

6 採捕量

アサリ約60kg

7 その他

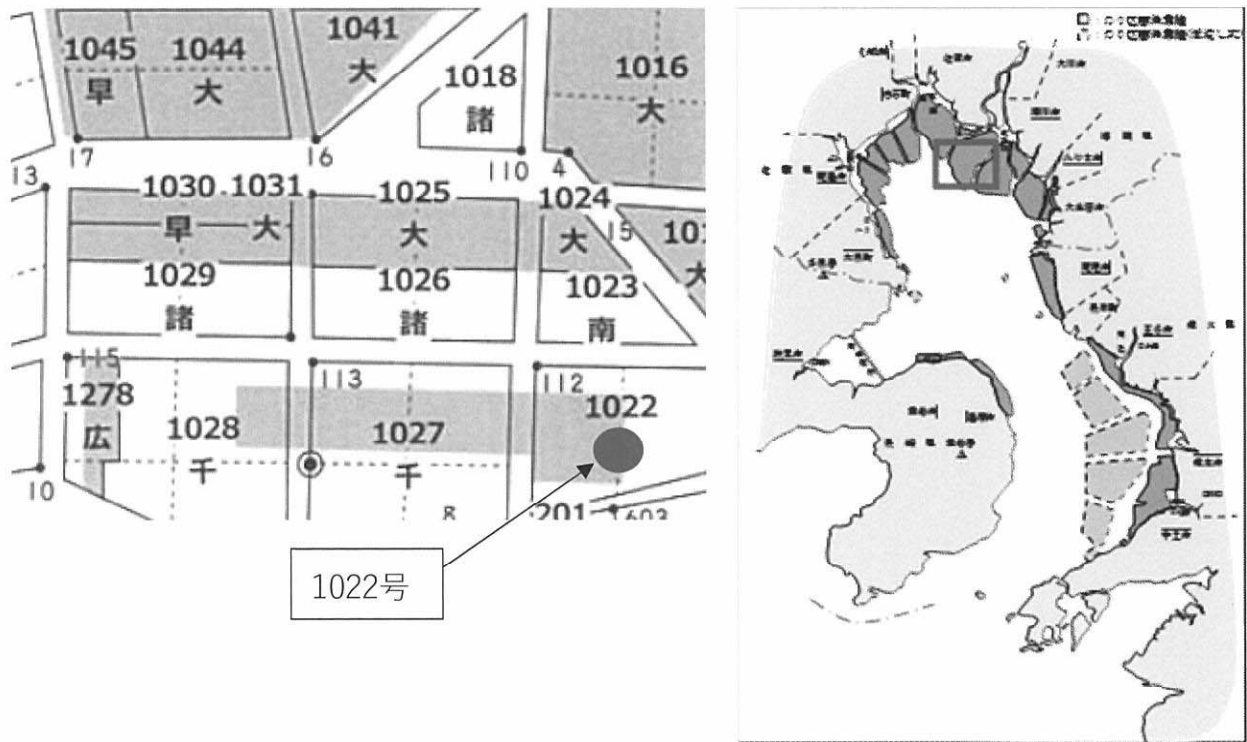
本調査は、特別採捕許可(令和3年4月27日)を得ております。

添付資料 調査概要（場所・時期・内容）

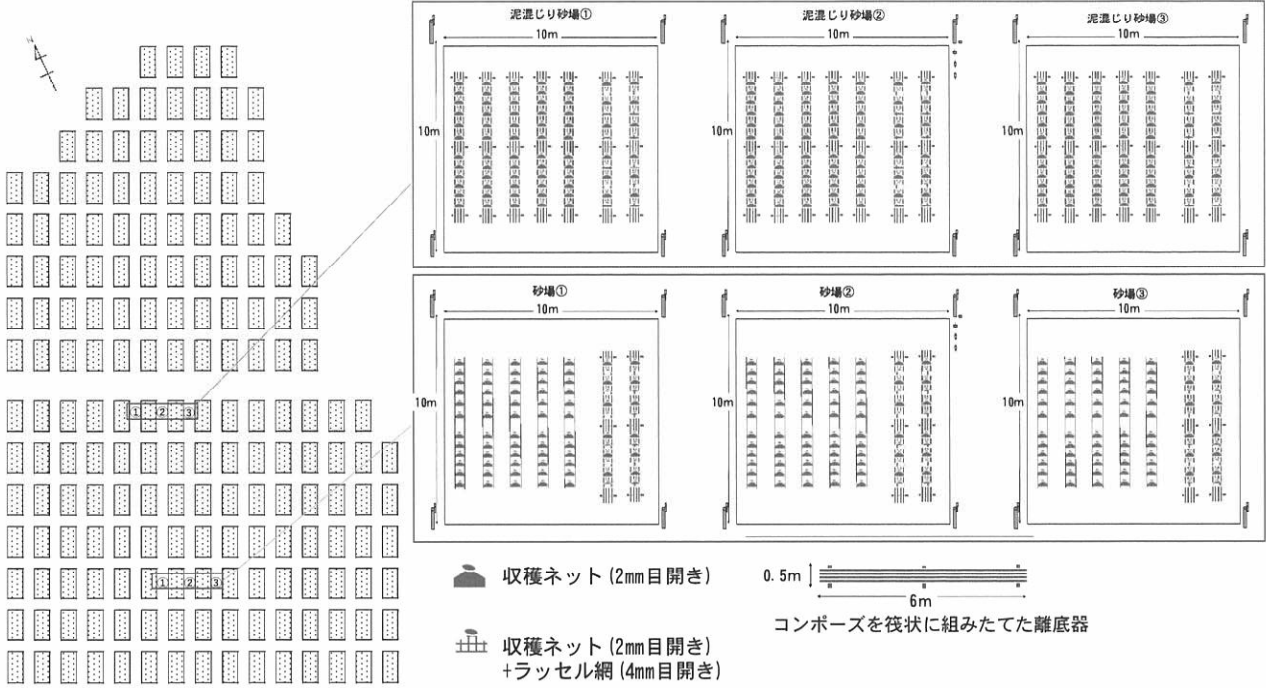
1. 調査場所

- 実験区は、佐賀県有明海漁業協同組合、諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号)の海苔コマと海苔コマの間の通路で設置
- 実験区の目印は、実験区の四隅に紅白旗及び点滅灯を付けたコンポースを設置

佐賀県有明海漁業協同組合、諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号)



実験実施場所(1022号)



アサリ移植試験の概念図

2. 調査時期

- 調査時期は、令和3年4月に網袋等の設置、その後、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和4年1月、2月にモニタリングを予定しています。

項目 \ 時期	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実験区の設置	○											
モニタリング		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

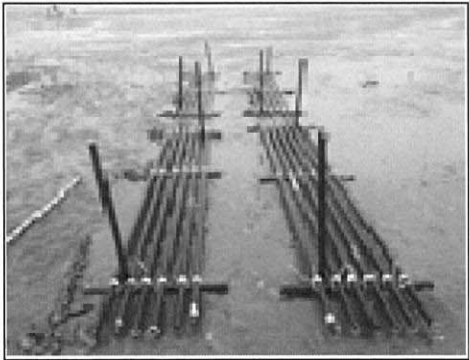
3. 調査内容・方法

令和3年度の移植技術開発の実施概要を以下に示す。

砂場移植実験、

令和3年度では、砂場において、生産性の高い移植後の漁獲時期を絞り込む。

稚貝確保実験概要

項目	内容	
調査時期	令和3年4月(設置)、7月、8月、9月、10月、11月、12月(6回/年)	
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)	
方法	<p>①設置：令和3年4月に各実験区で採苗器を離底器とともに設置する。</p> <p>②回収：令和3年7月、8月、9月、10月、11月、12月に設置した採苗器を回収し、網袋中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。</p> <p>。</p>	
使用機器		<p>●採苗器</p> <p>大きさ：40cm×70cm程度</p> <p>網：収穫ネット及びラッセル網</p> <p>材質：ポリエチレン</p> <p>基質：砂利</p> <p>容量：4ℓ程度</p>
		<p>●離底器</p> <p>材質：コンポーズ(FRP)</p> <p>サイズ：6m×0.5m</p>

移植実験概要

項目	内容
調査時期	令和3年4月(設置)、7月(移植)、8月、9月、10月、11月、12月(5回/年)
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)
方法	<p>①設置：令和3年4月に各実験区で採苗器を設置する。</p> <p>②移植：令和3年7月に砂場の採苗器を泥混じり砂場に移す。同様に、泥混じり砂場の採苗器を砂場へ移す。</p> <p>③回収：令和3年8月、9月、10月、11月、12月に設置した採苗器を回収し、網袋中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。</p>
使用機器	<div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>●採苗器</p> <p>大きさ：40cm×70cm程度</p> <p>網：収穫ネット及びラッセル網</p> <p>材質：ポリエチレン</p> <p>基質：砂利</p> <p>容量：4ℓ程度</p> </div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>●離底器</p> <p>材質：コンポーズ(FRP)</p> <p>サイズ：6m×0.5m</p> </div> </div>

モニタリング概要

項目	内容
調査時期	令和3年6月、8月、10月、令和4年1月(4回/年)
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)
方法	各実験区の原地盤において、10cm×10cmの正方枠を1点設置し、正方枠内の底質を採取後、その底質中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。

添付資料1 使用船舶(諸富町支所所属)

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
大進水産	SA3-17256	4.4	ジーゼル 355KW	柿内 浅人
芳野丸	SA3-17307	4.3	ジーゼル 355KW	野口 芳文

同 意 書

令和3年4月20日

株式会社 東京久栄 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 実施者

株式会社 東京久栄

2. 調査場所

佐賀県区画漁業権漁場(1022号)及び周辺

3. 調査期間

調査期間：令和3年5月～令和4年3月

4. 調査内容

底生生物調査（アサリ）

底質調査

生息環境調査（流況・水質）

添付資料5 発注証明に係る書類(写し)

委託契約書

支出負担行為担当官水産庁長官 山口英彰（以下「甲」という。）と令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業共同実施機関 代表者 一般社団法人マリノフォーラム21 代表理事会長 渡邊英直（以下「乙」という。）は、令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託事業名

令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業

（2）委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり

（3）履行期限

令和4年3月18日

場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第35条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1-2-1
支出負担行為担当官
水産庁長官 山口英彰 印



受託者(乙) 住 所
令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業共同実施機関代表者
一般社団法人マリノフォーラム2-1
代表理事会長 渡邊英直 印



添付資料 協定書(写し)①

令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業 共同実施機関協定書

(名称)

第1条 この機関は、令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業共同実施機関（以下「機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機関は、主たる事務所を東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 一般社団法人マリノフォーラム21内に置く。

(目的)

第3条 機関は、支出負担行為担当官水産庁長官（以下「水産庁長官」という。）との契約に基づく、令和3年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業のうち基質入り網袋、カゴ等を用いた稚貝育成技術開発及びアサリ稚貝の高密度着生・集積域からの移植技術開発事業（以下「委託事業」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第4条 機関の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号
一般社団法人 マリノフォーラム21

東京都台東区台東4丁目28番11号
海洋エンジニアリング株式会社

神奈川県川崎市高津区溝口3丁目25番10号
日本ミクニヤ 株式会社

東京都千代田区岩本町二丁目4番2号
株式会社東京久栄

東京都世田谷区駒沢3丁目15番1号
いであ株式会社

東京都大田区東蒲田2丁目30番17号
株式会社 水圏科学コンサルタント

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25号テクノウェイブ100
6階
国立研究開発法人 水産研究・教育機構

(代表者の名称)

第5条 機関は、一般社団法人マリノフォーラム21を代表者とする。

添付資料 協定書(写し)②

この委託事業に係る物品管理及び特許権等に関する必要な手続き等については、水産庁長官及び代表者の指示に従うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第38条 本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書12通を作成し、代表者はその全てに、代表者以外の構成員は各2通に、それぞれ押印の上、各自押印の協定書1通を保有するものとする。

令和3年 2月 26日

一般社団法人 マリノフォーラム21 代表理事会長 渡邊英直 印

海洋エンジニアリング株式会社 取締役社長 鬼頭毅 印

日本ミクニヤ株式会社 代表取締役 田中秀宜 印

株式会社 東京久栄 代表取締役社長 高月邦夫 印

いであ株式会社 代表取締役社長 田畑彰久 印

株式会社 水圏科学コンサルタント 代表取締役 高野泰隆 印

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 理事長 宮原正典 印

水産第 1371 号

令和 3 年 7 月 5 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県農林水産部水産課

課長 中島 則久

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 5 1 号「佐賀県有明海区における
タイラギ採捕に係る委員会指示」の適用除外について

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 5 1 号の適用除外を受けたいので申請
します。

記

1 適用除外の理由

委員会指示第 5 1 号によりタイラギの採捕が禁止される海域において、タイラギの
採捕を伴うタイラギ漁場生息状況調査を実施するため。

2 調査の目的および方法

調査の目的は、底質環境の把握およびタイラギの生息状況の調査である。方法は、潜
水士による海底土（柱状採泥器による採泥）および底生生物（タイラギ等）の採集であ
る。

3 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

タイラギ（100kg 以内）

4 適用除外の期間

許可日（委員会指示適用除外承認の日）から令和4年3月31日まで

5 調査計画

別添1「工程表」のとおり

6 採捕の区域

有明海（別添2 「採捕区域」のとおり）

7 採捕に従事する者の氏名及び船舶

別添3 「採捕に従事する者の氏名及び船舶」のとおり

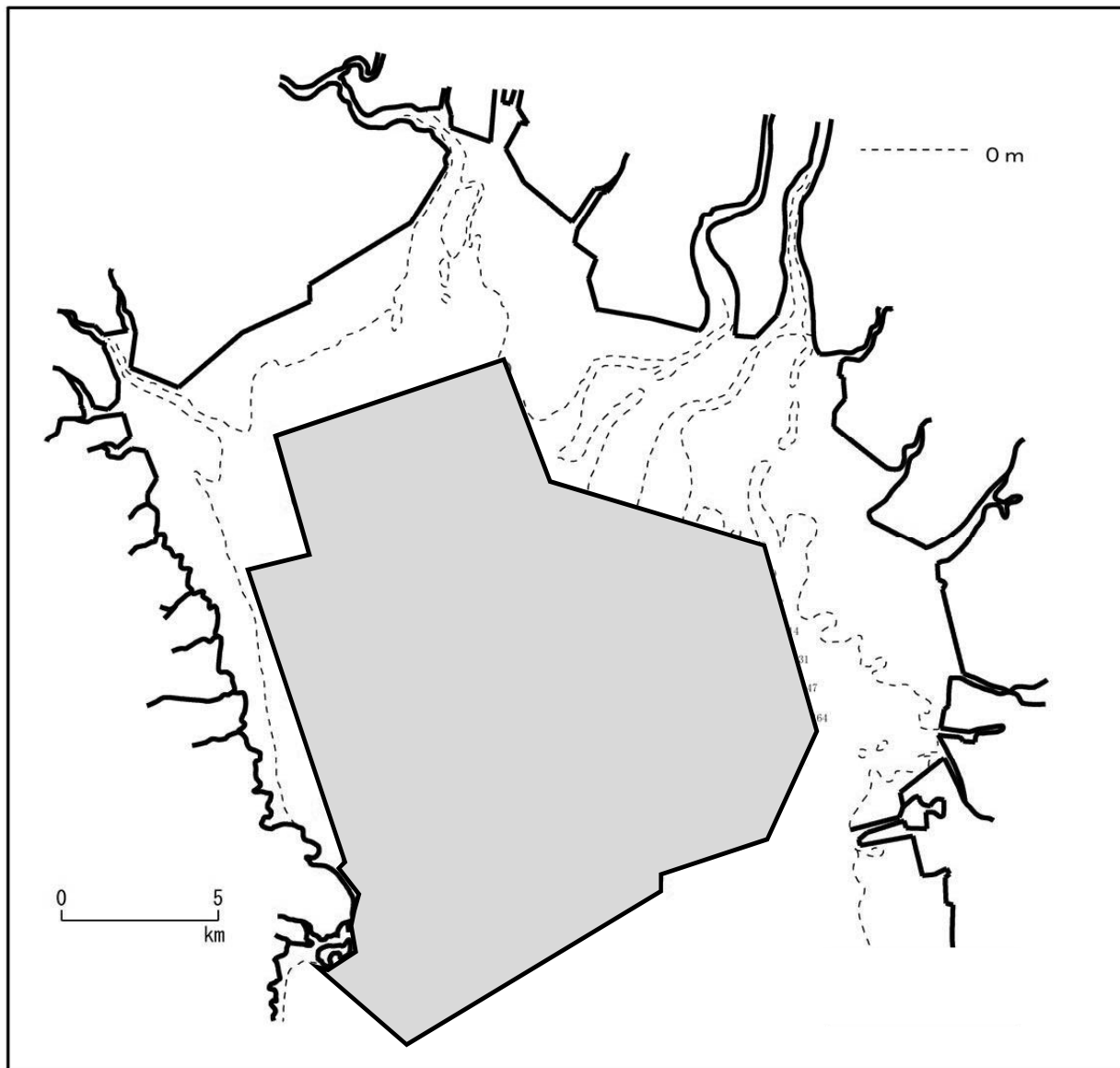
8 その他

佐賀県漁業調整規則に基づき、別途、特別採捕許可申請を行う

別添1 工程表

区分		調査・分析項目	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
調査	A	タイラギ生息状況調査・浮泥厚調査	200地点	2回						200			200					
	B	底泥採取+ (タイラギ生息状況調査)	60地点 (12地点)	1回						60 (12)								60地点のうち48地点は200地点調査と重複しない12点についてタイラギ生息状況調査・浮泥厚調査を実施
	D	漁場改善効果把握調査 (R1施工区)	タイラギ (殻長、重量など)、浮泥厚	10地点	2回						10			10				
		底泥採取	底質分析 COD、IL、AVS、粒度組成、マクロベントス															
	F	漁場改善効果把握調査 (R2施工区)	タイラギ (殻長、重量など)、浮泥厚	10地点	2回						10			10				
		底泥採取	底質分析 COD、IL、AVS、粒度組成、マクロベントス															
	G	漁場改善効果把握調査 (R3施工区)	タイラギ (殻長、重量など)、浮泥厚	18地点	2回						18			18				
		底泥採取	底質分析 COD、IL、AVS、粒度組成、マクロベントス															
	取りまとめ																	

区分		概要	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
作業量	調査地点数									250			238				488
	用船隻数	4地点/日・隻 10隻/日として								63			60				123
	調査日数 (監視船)									7			6				13
	分析検体数 (底質)	COD、IL、AVS、粒度組成								98			38				136
	分析検体数 (マクロベントス)	マクロベントス								38			38				76



○採捕に従事する者の氏名

(別添3)

	所有者	船名	船舶登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数
1	香田 利久	香徳丸	SA3-16148	3.6	ジーゼル、70馬力
2	隈部 勇光	祐盛丸	SA3-16531	3.6	ジーゼル、70馬力
3	木下 知之	清力丸	SA3-16623	3.6	ジーゼル、302kw
4	山本 忠弘	山本丸	SA3-16338	3.3	ジーゼル、283kw
5	上戸 幸也	勇進丸	SA3-16551	3.6	ジーゼル、70馬力
6	澁谷 勝秀	誠栄丸	SA3-13156	4.97	ジーゼル、70馬力
7	境田 耕治	宗徳丸	SA3-17122	3.5	ジーゼル、330kw
8	山本 末則	才二加徳丸	SA3-16280	3.8	ジーゼル、330kw
9	川浪 勇一	更繁丸	SA3-16804	4.4	ジーゼル、70馬力
10	香田 健一郎	幸進丸	SA3-16245	3.8	ジーゼル、283kw
11	原田 浩治	七福丸	SA3-17232	3.6	ジーゼル、268kw
12	八谷 文夫	美紀丸	SA3-16292	3.8	ジーゼル、70馬力
13	石田 和樹	宝山丸	SA3-17544	4.4	ジーゼル、265Kw
14	木原 佑太	修生丸	SA3-16238	3.8	ジーゼル、268kw

令和3年 7月 5日

佐賀県農林水産部水産課
課長 中島 則久 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号の適用除外申請への同意について

令和3年7月1日付け水産第1321号にて同意を依頼されたタイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号「佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕に係る委員会指示」の適用除外申請に対して同意します。

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

● 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。

①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする） ②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種

● 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。

● 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ）

第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（Dグループ、Eグループ）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		漁獲量※		
		改正漁業法施行								(現行TAC魚種) 累計 60.5%		
カタクテイワシ	太平洋系群	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合			比率(累計) 6.1 (66.6%)		
	対馬暖流系群	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	瀬戸内海系群							公表	検討部会		SH会合	SH会合
	ブリ				公表	検討部会	SH会合	SH会合		4.6 (71.2%)		
イワシ	対馬暖流系群	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合			3.2 (74.4%)		
	太平洋系群			公表		SH会合	SH会合	SH会合				
マダラ	本州太平洋北部系群	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合			2.0 (76.4%)		
	本州日本海北部系群	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	北海道太平洋							公表	検討部会		SH会合	SH会合
	北海道日本海							公表	検討部会		SH会合	SH会合
カレイ類	ソウハチ	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合			1.8 (78.2%)		
	日本海西部系群	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	ムシガレイ	神戸チャート公表	説明会	公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	ヤナギムシガレイ			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	太平洋北部			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	サメガレイ			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	太平洋北部			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	アカガレイ			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	日本海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	ソウハチ			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
北海道北部系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合						
マガレイ			公表	検討部会	SH会合	SH会合						
北海道北部系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合						
ホッケ	公表済				検討部会	SH会合	SH会合		1.0 (79.2%)			
道北系群												
ムロアジ類	東シナ海					公表	検討部会	SH会合	SH会合	0.9 (80.1%)		
サワラ	瀬戸内海系群							公表	検討部会	SH会合	SH会合	
	東シナ海系群							公表	検討部会	SH会合	SH会合	
イカナゴ	瀬戸内海東部						公表	検討部会	SH会合	SH会合		
マイダイ	瀬戸内海中・西部系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.7 (82.2%)		
	日本海西部・東シナ海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	瀬戸内海東部系群							公表	検討部会		SH会合	SH会合
	ベニズワイガニ							公表	検討部会		SH会合	SH会合
メヒテ	瀬戸内海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.3 (83.1%)		
	太平洋北部系群							公表	検討部会		SH会合	SH会合
	日本海北・中部系群							公表	検討部会		SH会合	SH会合
	日本海西部・東シナ海系群							公表	検討部会		SH会合	SH会合
フケ類	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群							公表	検討部会	SH会合	SH会合	
	トラフグ伊勢・三河湾系群							公表	検討部会	SH会合	SH会合	
	キンメダイ							公表	検討部会	SH会合	SH会合	
	太平洋系群							公表	検討部会	SH会合	SH会合	
	ニギス			公表		SH会合	SH会合	SH会合		0.1 (83.5%)		
	日本海系群											

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表；過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
(遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。)

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）

カタクチイワシ (対馬暖流系群) ①



カタクチイワシは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海から日本海側に分布する。

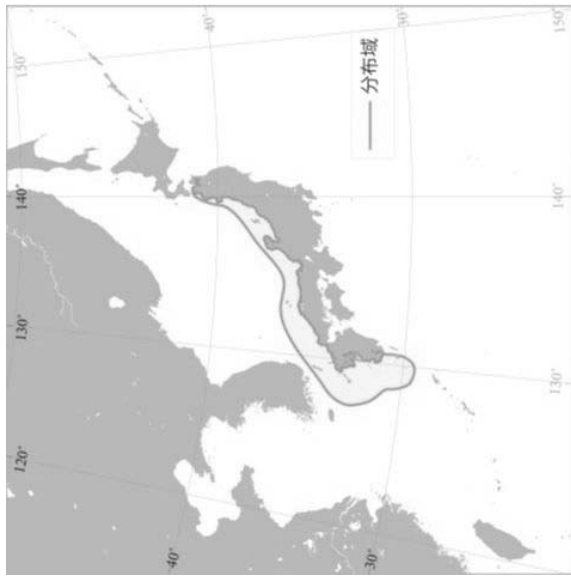
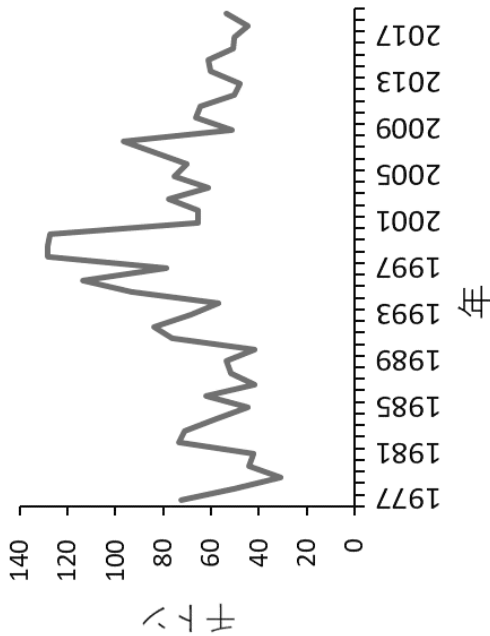


図1 分布図

日本海では日本・朝鮮半島・沿海州の沿岸域を中心に分布する。これに加えて、日本海の中部や間宮海峡以南の北部西部においても本種の分布報告があることから分布域は沿岸域から沖合域まで広範囲に及ぶと考えられる。

図2 漁獲量の推移



シラスを除いた漁獲量は1990年代後半には10万トンを超えていたが、2004年には61千トンとなり、2005～2008年にかけて97千トンまで増加し、その後は44千トンから64千トンの範囲で推移している。2019年の漁獲量は56千トンであった。

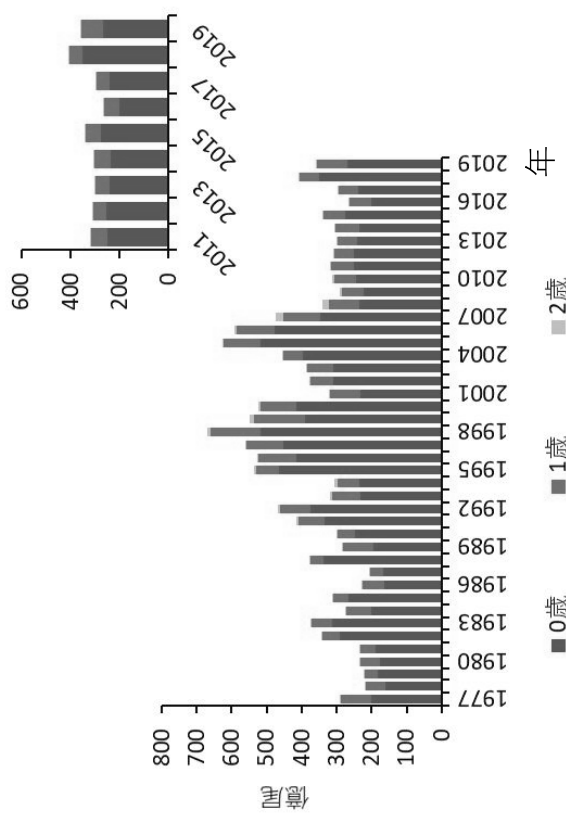


図3 年齢別資源尾数

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳(青)、1歳(緑)を中心に構成されている。

カタクチイワシ (対馬暖流系群) ③

- シナリオ1
- ・シラス漁業を考慮しない
 - ・自然死亡係数 $M=1.0$
 - ・日本の漁獲量のみ

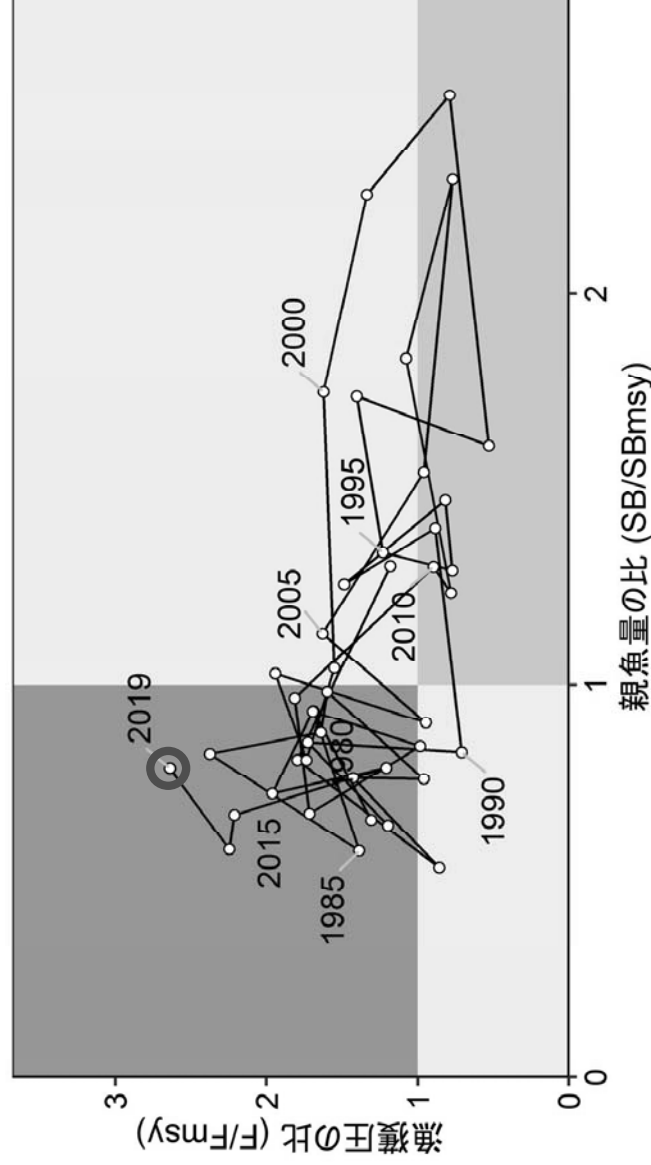


図6 神戸プロット (神戸チャート)

本系群は過去数年 (1991, 1993, 1994, 1997, 1998, 2006, 2007, 2009, 2010年) において、漁獲係数 (F) がMSS水準を下回り、親魚量 (SB) がMSS水準を上回っていたが、2014年以降はFがMSS水準を上回り、SBがMSS水準を下回っている。

本資料は神戸プロットまでを示した暫定版であり、管理基準値案や漁獲管理規則案などを示した完成版については、令和3年度の資源評価会議後 (7月以降) に公表する見込みである。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月末日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。